

2.2 関連計画

(1) 合併における新市建設計画

○名称：二本松・東北達地方 新市建設計画

○策定年：平成17年1月

○策定主体：二本松・東北達地方合併協議会

○趣旨：新市建設計画は、新二本松市のまちづくりを進めていくための基本方針である。計画の期間は平成18年度から平成27年度までの10か年で、「新市の速やかな一体性の確立」、「地域性を生かした均衡ある発展」、「住民福祉の向上」を図るため、本計画に基づき各分野における施策を総合的に展開していく。

○公共交通に関連する施策：

●新市のまちづくりの施策（基本目標1）安心・安全・快適なまちづくり

（施策の内容） ①市街地の整備と周辺地域の活性化

②道路・鉄道・バス等交通網の整備

●重点プロジェクトの推進

「重点プロジェクト」は新市のまちづくりを行っていく上で7つの基本目標や施策が効果的に展開されるために、新市のまちづくり施策のうち基幹的役割を担い、特に先導的かつ優先的に取り組むべき施策として選定したものです。重点プロジェクトごとの主な事業については次のとおりです。

保健・福祉施策の拡大 ・福祉タクシー、医療福祉バスの運行

(2) 長期総合計画基本構想

○名称：二本松市長期総合計画基本構想

○策定年：平成20年2月

○策定主体：二本松市

○趣旨：平成27年度を目標年次として策定した二本松市の長期総合計画

○公共交通に関連する施策：

●安全・安心、市民の暮らしを支えるまちづくり（政策の柱3）

●2. 快適な生活環境をつくる（政策2）

●施策 公共交通の充実

日常生活の安全と利便性の向上を図るため、地域生活に密着した道路環境の整備については、できるだけ多くの箇所を改修できるよう局所的に推進することとします。また、児童生徒の通学や高齢者等の福祉対策も視野に入れた生活優先の公共交通の確保に努めます。

取組み事項	内容
公共交通の確保・充実	公共交通の確保・充実については、現在の鉄道・生活バス路線を基本に、総合的な市の公共交通のあり方を検討し、誰もが利用しやすい公共交通とするとともに、生活路線バスの利用促進に努めます。

《主な事業》 ◎生活路線バス維持対策事業

(3) 二本松市長期総合計画 前期行動計画（平成 20 年度～平成 23 年度）

- 名称：二本松市長期総合計画基本構想 前期行動計画（平成 20 年度～平成 23 年度）
- 策定年：平成 20 年 2 月
- 策定主体：二本松市
- 趣旨：平成 27 年度を目標年次として策定した二本松市の長期総合計画に基づき、計画の前期（平成 20 年度～平成 23 年度）において実施する主な施策について定めるもの。

○公共交通に関連する施策：

- 第 3 章 安全・安心、市民の暮らしを支えるまちづくり（政策の柱 3）
- 2. 快適な生活環境をつくる（政策 2）
- 公共交通の充実（施策 1）

日常生活の安全と利便性の向上を図るため、地域生活に密着した道路環境の整備については、できるだけ多くの箇所を改修できるよう局所的に推進することとします。また、児童生徒の通学や高齢者等の福祉対策も視野に入れた生活優先の公共交通の確保に努めます。

取組み事項	主な事業	前期				後期 24～27 年度
		20 年度	21 年度	22 年度	23 年度	
公共交通の確保・充実	生活路線バス維持 対策事業
	スクールバス・ 福祉車両運行事業
	総合的公共交通 対策事業		

(4) 東和小学校の統合に関する計画

旧東和町の 7 つの小学校を統合する計画で、平成 22 年 4 月の開校を予定している。

2.3 主要施設分布

次頁図に二本松市内の主要施設（公共施設、文化施設、病院・福祉施設 等）の分布状況を示す。主要施設は、合併前の旧 4 市町の中心部に多く立地している